

INQAAHE GGP 外部評価からの示唆 — 質保証機関の質向上と グローバルスタンダードへの挑戦 —

原 和 世

公益財団法人大学基準協会評価研究部部长

[キーワード] 認証評価機関、質保証、外部評価、メタ評価、GGP、INQAAHE

はじめに

大学基準協会（以下「本協会」という。）は、2023年3月10日に International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education⁽¹⁾（以下「INQAAHE」という。）の Aligned Agency（以下「認定機関」という。）に日本の認証評価機関として初めて認められた。

認定機関とは、INQAAHEの Guidelines of Good Practice（以下「GGP」という。）に基づく外部評価を受け、その諸活動が基準に準拠していると認められた外部質保証機関（External Quality Assurance Agency、以下「質保証機関」という。）である。2024年6月現在の認定機関は世界で17機関である⁽²⁾。

本稿では、本協会がGGPを受審するにあたり、実務担当として携わった経験を踏まえ、質保証機関に何が求められているのか、日本の認証評価機関が国際的な質保証を目指すためには何が必要とされているのかを考えてみたい。なお、本稿に示す見解は、すべて筆者個人の考えに基づくものであり、所属する組織を代表するものではないことをあらかじめお断りする。

INQAAHE GGPの外部評価受審までの経緯

2021年9月開催の本協会常務理事会において、質保証機関としての質を国際的に証明するため、INQAAHEが実施する外部評価を受けることが決定された。誰しもの記憶にまだ新しいと思うが、新型コロナウイルス

感染症の世界的な感染拡大が続く中、大学はオンラインを活用して授業を行い、学生に学ぶ環境を提供し続けていた。一方、本協会の評価活動は、物理的な移動の制限のため、評価者研修、評価者ミーティング、実地調査をすべてオンラインに切り替えて対応していた。また、コロナ以前は直接訪問して意見交換を行っていた海外の質保証機関との交流もオンライン会議ツールを利用し、この難局をどう乗り越えるか頻りに意見交換を行っていた。その中で、本協会が協力協定を締結している複数の機関がINQAAHE GGPの外部評価を受ける準備をしていることを知った。大学の国際化が進むにつれ、質保証機関としても海外の機関との連携がさらに重要になり、質保証機関としての質を自ら対外的に証明することが必要になりつつある。ポストコロナの大学教育を見据えて、大学の質保証及び質の向上に何ができるのか、質保証機関としての活動を振り返り、さらに発展させていくために、自らの活動、特に評価活動における国際的な基準を満たしているのかを証明したい、そういう機運が本協会内で高まっていた。

本協会がGGPの外部評価受審の準備を進めているなか、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会の「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」（審議まとめ）（令和4年3月18日公表）が公表され、その中で「認証評価制度は、国際通用性のある質保証の枠組みとして、質保証システムにおける事後チェックの中核という役割を担っている」と認めつつ、「認証評価機関によって評価結果や評価水準の差があるという指摘がある中、より評価の客観性を高

め、国際通用性のある仕組みへと充実させていくことが求められる「国際通用性のある仕組みとして認証評価機関そのものの信頼性の向上が求められる」とし、各認証評価機関における評価活動への課題が示された。また、「認証評価機関の中には、国際的な質保証ネットワークの外部評価を受審するなど、第三者評価を取り入れることで認証評価機関としての質の向上に取り組んでいる機関もある」と示されており、本協会の自発的な取り組みが審議まとめに記されたことで、政府としても本協会の取り組みに着目していることが伺えた。

INQAAHE GGPとは

簡単にGGPについて説明したい。1999年に開催されたINQAAHEの会議において、高等教育の質と同様に、質保証機関の質が論点の一つとなった(Vroeijenstijn, 2004)。これを機に、高等教育機関の大衆化、国際化、多様化に伴い、特に高等教育の質保証の水準を保護するための仕組みを支援するツールとして2003年にGGPの原点となるPrinciples of Good Practiceが作成された(Vroeijenstijn, 2004; Lemaitre, 2004; INQAAHE,

2018)。2006年にGuidelines of Good Practiceに名称変更後⁽³⁾、高等教育を取り巻く環境の変化等を考慮しながら、2016年、2018年に改定されてきた(Harvey, 2006a; INQAAHE, 2018)。

また、GGPの目的は、外部質保証機関の内部質保証及び/または外部質保証のグッドプラクティスの推進することであり、以下の4つを具体的な目標としている。

- ・新しい質保証機関を設立するためのフレームワークの作成
- ・質保証機関の自己評価及び外部評価のための基準の提供
- ・外部質保証機関とそのスタッフの専門能力の開発の促進
- ・外部質保証機関の説明責任の推進⁽⁴⁾

さらに、質保証機関がGGPの認定を受けることのメリットとして、以下の6点が紹介されている。

- ・質保証機関の日常業務とその強化のための確固たる基盤を提供すること

表1 INQAAHE GGPの基準

Section I : 外部質保証機関の体制	1.1 正当性と認定
	1.2 ミッションと目的
	1.3 ガバナンス及び組織構造
	1.4 リソース
Section II : 外部質保証機関の説明責任	2.1 外部質保証機関の質保証
	2.2 QAコミュニティとの連携
Section III : 外部質保証機関による高等教育機関の質に関する外部評価の枠組み	3.1 外部質保証機関と高等教育機関との関係
	3.2 外部評価基準の定義
	3.3 外部評価プロセス
	3.4 自己評価の要件
Section IV : 外部質保証機関とパブリックとの関係	4.1 外部質保証機関の方針及び決定に関する公開報告書
	4.2 その他の公開報告書
Section V : 意思決定について	5.1 意思決定プロセス
	5.2 外部質保証機関の異議申立及び苦情のプロセス
Section VI : 国境を越えて行われる高等教育の質保証	6.1 国境を越えて行われる高等教育の評価基準
	6.2 機関間のコラボレーション

出典：INQAAHE Guidelines of Good Practice Procedural Manual 2018

- ・グッドプラクティスを奨励・支援することで、適切な同業者との連携の可能性を広げること
- ・偽装業者からシステムを守り、高等教育機関、学生及び社会全体に利益をもたらすこと
- ・質保証機関とシステムの信頼性を明示すること
- ・質保証機関のアウトカムとアウトプットの相互認定を促進するための強固な基礎環境を提供すること
- ・世界中の質保証機関の運営の透明性を高めること⁽⁵⁾

GGP (2018年改定版) は、表1のとおり、6つのセクション(基準)があり、基準ごとに評価項目が設定されている。さらに、評価項目の下に、小項目が設定されている。GGPの外部評価に提出する自己評価報告書は、小項目ごとに作成することが求められている⁽⁶⁾。

評価プロセス

GGP 認定のプロセスは主に3種類 (①INQAAHEが設置する認定委員会による外部評価、②INQAAHEと他機関との共同評価、③INQAAHE以外の他機関による外部評価結果をINQAAHEが認定する形) がある⁽⁷⁾。本協会は、①のINQAAHE認定委員会による外部評価を選択した。

GGPの外部評価は、資格審査(Eligibility)を受けることから始まった。資格審査を通過後、自己評価報告書や根拠資料を提出した。その後、INQAAHEから評価スケジュールと評価者候補の名簿が示され、

INQAAHE及び本協会外部評価に関する合意文書を交すなど事務的な手続きを行った後、INQAAHEの認定委員会のもとに設置された評価チーム⁽⁸⁾による書面評価及び訪問調査が実施された。訪問調査は3日間実施され、評価チームから要請されたカテゴリーごとのインタビュー⁽⁹⁾や資料確認、施設見学等が行われた。訪問調査後に評価チームから審査報告書案が示され、本協会に意見申立の機会が与えられた。意見申立を踏まえ、評価チームは審査報告書を必要に応じて修正し、認定委員会及びINQAAHE理事会に提出された。理事会での最終決定の後、本協会に結果が通知された⁽¹⁰⁾。なお、結果受理後、本協会は2カ月以内に改善が求められた事項に対する改善計画を、2年後に進捗報告書を提出することが求められた。

GGPの評価結果から見えてきた本協会の課題

評価結果は、基準ごとの準拠状況に加え、提言が示される。まず準拠状況は、1. 非準拠(Not compliant)、2. 一部準拠(Partially compliant)、3. 実質的に準拠(Substantially compliant)、4. 完全に準拠(Fully compliant)、の4段階で評価される⁽¹¹⁾。つぎに、提言については、基準ごとに、称賛(Commendations)、助言(Suggestions)及び勧告(Recommendations)の3種類が付される。

本協会に対する審査結果は表2の通りであった。

助言や勧告として指摘された事項については、自己評価報告書の中で自ら課題と認識していた事項もあれ

表2 本協会のGGPの各基準の準拠状況及び提言数

基準	準拠状況	提言数		
		称賛	助言	勧告
Section I : 外部質保証機関の体制	実質的に準拠	3	1	3
Section II : 外部質保証機関の説明責任	完全に準拠	2	1	0
Section III : 外部質保証機関による高等教育機関の質に関する外部評価の枠組み	実質的に準拠	4	1	2
Section IV : 外部質保証機関とパブリックとの関係	完全に準拠	1	1	0
Section V : 意思決定について	実質的に準拠	1	0	1
Section VI : 国境を越えて行われる高等教育の質保証	非適用	0	0	1

出典 : External Review Report for Japan University Accreditation Association を基に作成。

ば、そうではない指摘もあり、称賛とされた事項も含めこれまで定期的に行ってきた自己点検・評価や外部評価委員会による評価では指摘されなかった点も少なくなかった。以下の7点が「勧告」として指摘され、国際的な基準からみて、本協会が何をどう改善しなければならないのか明らかとなった。

1. 意思決定組織に学生や卒業生・修了生を参画させること、また企業関係者の参画を増やすこと（基準1）
2. 質保証に関する知識やスキルの向上に向け、職務に応じたスタッフ研修を実施すること（基準1）
3. データベースに蓄積された情報を活用し、（評価）プロセスと結果の効率化につながる意思決定分析システムを開発・導入すること（基準1）
4. 基準改定や評価プロセスにおける学生や卒業生・修了生、企業関係者を参画させること（基準3）
5. オンライン教育の評価を実施するための基準を策定すること（基準3）
6. 異議申立審査会の規程を改定すること（理事会からの独立性を担保すること）（基準5）
7. 国境を越えた教育に関する基準を設定すること（基準5）

基準1及び基準3で指摘された「学生参画」については、本協会が喫緊に取り組まなければならない課題である。総評では、基準委員会と認証評価委員会に学生及び卒業生を参画させるようにと指摘された。評価活動における学生参画については、欧州では、その関わり方に国によって濃淡の違いはあるものの、ほとんどの質保証機関の評価に学生が参画している。一方、本協会の評価では学生が評価者として参加する仕組みはまだなく、評価基準を改定する際に学生からの意見を募集することを始めたばかりである。

基準6としては「非適用」と評価され、海外の質保証機関と共同で実施している国際共同認証プロジェクト（International Joint Accreditation Project）については一定の評価を得たが、トランスナショナル教育または国境を越えた教育に関する基準の設定を求められた。この点について、他国に比して日本の大学が海外展開するケースが少なかったが、政府の教育未来創造会議の第二次提言（令和5年4月27日）において、教育

の国際化の推進の方策の一つに国内大学の海外分校や高専をはじめとする日本型教育の輸出が掲げられたり、2023年12月に筑波大学がマレーシア分校を設置することが認められたり⁽¹²⁾⁽¹³⁾、他大学も今後海外進出する可能性はある。例えば、機関別認証評価として、筑波大学を評価する場合、マレーシアキャンパスで行われている教育を既存の「大学基準」で評価することはできるか、検討が必要だろう。

「助言」の中にも、本協会が真摯に受け止めなければならない課題がある。評価活動における大学の負担軽減である。報告書では、大学が評価プロセスを負担と感じることなく対応できるよう、大学に対する支援体制を強化することが提案された。一般的に第三者による評価を受ける際には、申請準備や評価への対応が必要である。本協会がGGPを受けた際も同様である。もちろん申請書類については可能な限り無駄を省き、準備する大学の負担を軽減する方策を検討することに引き続き取り組まなければならないが、他方、負担は生じるが、受ける「価値」がある評価を提供することを質保証機関としては追求していかなければならないだろう。特に、日本では、認証評価機関が複数存在しており、どの機関の評価を受けるかは大学に選択権がある。競争的環境にあるなかで、各機関の実績や評価の特徴で大学から「選ばれる」認証評価機関を目指す必要がある。コロナ以降、社会が大きく変わりつつあり、大学に求められる役割も多様化している。大学には国際的競争力を持つことが今後さらに求められるだろう。日本の大学が国際的に通用する教育研究の質を確保するために、認証評価機関も国際通用性のある評価の仕組みを整備することが必要であろう。

GGP から ISGs への転換

本協会が受審準備を進めている段階から、すでにGGPの後継となる新基準の検討が始まっていることがINQAAHEから会員に対して発信されており、新基準検討の会員向けのヒアリングに筆者も参加の機会を得た。本協会がGGP認定機関として、認定証を受け取った2023年6月のINQAAHE総会において、GGPの後継として、International Standards and Guidelines for

Quality Assurance in Tertiary Education (以下「ISGs」という。)⁽¹⁴⁾が発表された。

ISGsにおいては、「質保証に対する汎用的なアプローチは、もはや多様なステークホルダーのニーズに応えるものではなく、質保証の活動は、高等教育が変容し、生涯学習、知識のグローバルな民主化、ひいてはグローバルな知識社会へと進展する潮流のなかで、今日の社会経済的・文化的ニーズに対応しなければならない。」とし、その主な目的は、高等教育の多様性を認め、尊重し、質保証措置の妥当性を促進することであると示された (INQAAHE, 2022)。今回のリニューアルでは、外部評価を会員以外にも拡げ、外部レビューやアクレディテーションの質、信頼性、妥当性及び信用性を確認する必要性に応えることを意図しているとし (INQAAHE, 2022)、そのタイトルに、「Standards」という単語が使われているとおり、「Guidelines」であったGGPに比べ、INQAAHEが掲げた使命を果たすべく、質保証機関の更なる高度化を目指していることが伺える。

ISGsは、3つのセクション(セクション1: ベースライン・スタンダード、セクション2: 選択的モジュール、セクション3: 質的向上の継続性)で構成されている。セクション1のモジュール1「ベースライン・スタンダード」は、すべての質保証機関の基本的要件とされ、認定を受けるための必須要件となっている。GGPの基準と比べると、質保証機関による外部評価について「フレームワーク」と「(実際の)評価」に基準を分け、「国際化」を基準としているものの、質保証機関に求められる基本的要件としてGGPの基準と大差はない。大きな変更というのは、セクション2及びセクション3であろう。セクション2では、3つのモジュール(モジュール2「国境を越えた質保証、国境を越えた教育の質保証」、モジュール3「短期学習プログラムの質保証」、モジュール4「遠隔教育(オンライン、ブレンド型)の質保証」)が設定されている。これらは、質保証機関の活動の多様性に対応したもので、選択制となっている。そして、セクション3は、質保証機関の質的向上の継続性を求める内容で、「効率性」「適切性」「変革」の3段階が示されている (INQAAHE, 2022)。

本協会が今後ISGsの評価を受けるかはまだ決定していないが、受けると仮定した場合、次の点が内部での検討課題にあがるだろう。1つ目は、ベースライン・スタンダードでは、評価活動における学生参画の取り組み状況が鍵となろう。2つ目は、新たに設定されたセクション2とセクション3である。GGP認定機関がベースライン・スタンダードのみの審査を受けることが可能か不明であるが、セクション2、セクション3を選択しなければならない場合、まずセクション2では、現状ではモジュール2の「国境を越えた質保証、国境を越えた教育の質保証」を選択することが自然な流れであろう。共同認証プロジェクトが発展していることを強調できる一方、GGPで指摘された国境を越えた教育に関する基準の検討を進める必要がある。もちろん我が国の今後の高等教育の動向によっては、モジュール3や4を検討することもありうるだろう。セクション3は、質保証機関を「機能」「運営」「財政」「システム」の4つの観点に分け、それらを「効率性」「適切性」「変革」の3つの尺度で評価される。示されたルーブリックを本協会の中期計画等を作成する際や自己点検・評価する際の指標にすることもできるだろう。

認証評価機関に対するメタ評価の必要性

日本では、文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)は、認証を受けた後に、その「更新」は求められていない。評価基準を改定した場合、文部科学大臣に「届出」を行う必要はあるが、それ以外は各機関の自由裁量といってもよい状況であり、基準改定についても「届出」であるため、改定した基準が適切であるという第三者による証明は得られない状況にある。現状では、認証評価機関の質保証として、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第二条第四項において、「大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。」と定められている。これに関し、本協会は2018年度に機関別認証評価及び専門職大学院認証評価に関する自己点検・評価を、2023年度に専門職大学院認証評価に関する自己

点検・評価を行い、それぞれ報告書を公表した⁽¹⁵⁾。これらの報告書は、文部科学省に提出し、2018年度の際は中央教育審議会大学分科会認証評価機関の認証に関する審査会によるヒアリングが行われたが、2023年度に提出した専門職大学院認証評価の自己点検・評価に関するヒアリングは実施されなかった。また、各報告書に対する文部科学省からの回答は、「認証評価機関が行う自己点検・評価に対するコメントについて」という形で、文部科学省ウェブサイトで公表されたのみである^{(16) (17)}。

上記のような現状を踏まえると、認証評価機関としての認証後、認証評価機関の質保証及び質的向上は各機関の自己点検・評価だけに委ねてよいのか。あるいは認証評価機関と所管省庁との上記のやり取りだけで、認証評価機関の質は担保されていると言えるのだろうか。筆者の答えは「否」である。以前より、認証評価機関自体の評価を行う機関(メタ評価機関)の必要性が問われ⁽¹⁸⁾、認証評価機関の質管理のシステムを導入する可能性の検討や⁽¹⁹⁾、認証評価機関に対する定期的審査の検討⁽²⁰⁾が指摘されているが、いまだにそれは実現されていない。

我が国において認証評価機関の質保証を推進するための方策として、海外の事例の一つ紹介したい。台湾では日本と同様に複数の質保証機関が存在する⁽²¹⁾。質保証機関は「大學評鑑辦法」「教育部認可國內外專業評鑑機構審查作業原則」に基づき、政府(台湾教育部)による審査を受けなければならない。この審査において、質保証機関には認定期間が付与され(最長5年間)、定期的に認定を得なければ、その質保証機関による評価が台湾の法令で求められる外部評価と認められない仕組みとなっている。この審査は、教育部の委託を受けて、財団法人高等教育評鑑中心基金會(Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan、以下「HEEACT」という。)が実施しており⁽²²⁾、実際の評価は、書面評価、必要に応じてヒアリングや訪問調査が行われ、認可(更新)が認められた機関は、HEEACTのウェブサイトにて公表されている⁽²³⁾。なお、認可申請の際は、申請書、法人資格の証明書や定款等に加え、上記の基準に沿った説明資料

の提出が求められる。

国内の質保証機関を対象とした評価基準は3つ定められ、その下に8の項目23指標が設定されている(表3参照)。

台湾の大学は、2006年から機関別評価を受けることが法令で義務付けられた。一般大学の機関別評価はHEEACTが実施し、科技大学、技術学院等の機関別評価は台湾評鑑協会(Taiwan Assessment and Evaluation Association、以下「TWAEA」という。)が行っている。HEEACTは、政府系の質保証機関であるため、前述の審査を受ける必要はないが、TWAEAは、2010年、2015年、2020年に教育部による認定を受けている⁽²⁴⁾。機関別評価が5年に1度行われる台湾では、第1サイクルの終わりには評価機関の評価(メタ評価)の仕組みが整備されていた。またHEEACTは、2020年にGGP認定機関として認められ⁽²⁵⁾、TWAEAもISGsでの評価を現在受けており⁽²⁶⁾、認定されれば、各機関の評価、すなわち台湾の機関別評価には国際通用性があると認められることになる。

我が国において、認証評価制度の信頼性の確保にどう取り組むのか。台湾のようにメタ評価の仕組みがない状況では、質保証機関としては自らがその活動の質を証明していかなければならない。GGPのセクションⅡ「外部質保証機関の説明責任」では、「外部質保証機関は、内部質保証のための方針と仕組みを整備している。これらは、その活動の質と誠実性を向上させる継続的な努力、活動を取り巻く状況の変化の対応、国際的な質保証コミュニティとの連携を示すものである。」と定められていた。また、ISGsでは、GGPに比してさらに細かく質保証機関の内部質保証に関することが評価基準として定められている。例えば、ISGsの基準では、組織計画、資金調達、実績と連動した独自の内部及び外部質保証のための明確な方針と内部質保証システムを有し、定期的な自己評価を行うことが求められている。また、自己評価は、信頼できるデータの収集と分析を前提とし、意思決定や改善に結びつけることが求められ、外部評価を5年以内に受けることが推奨されている(INQA AHE, 2022)。

本協会では、以前より諸活動について自己点検・評

表3 台湾国内の質保証機関の認可のための基準

基準1：専門評価機関のガバナンス、運営、質保証	項目1：ガバナンス及び運営	1. 目的及び目標 2. 組織構造及びマネジメント 3. リソース、財務運営及び専門スタッフの配置
	項目2：質保証	1. 内部質保証の仕組み及び運用 2. 外部質保証の仕組み及び運営 3. 誠実で透明性のある運営及びステークホルダーとの倫理的な関係と利益相反の回避に関する規範を有すること
基準2：専門評価機関の評価システムと実施	項目3：評価基準	1. 基準と指標の策定過程において、ステークホルダーの意見を参考にすることができる。 2. 評価基準・評価指標及びその達成方法を明確にしている。 3. 評価システムにフォローアップの仕組みがある。
	項目4：評価の実施	1. 公表された項目、指標、手順に従って評価を実施できる。 2. 評価対象の自己評価に関する具体的な要件を設けている。 3. 評価対象の違いに応じて適切な視察チームを編成し、効果的な評価を実施できる。
	項目5：評価委員	1. 審査委員の選考と評価の仕組及び運用 2. 審査委員に対する具体的な研修プログラム
	項目6：評価結果の決定プロセス及びその後のプロセス	1. 評価結果を決定するための手続きと関連根拠が設けられている。 2. 不服申立、異議申立、苦情対応の仕組みがある。 3. 独立した異議申立委員会が設置されている。
基準3：専門評価機関の実績及び評判	項目7：情報開示と透明性	1. 評価に関する情報を公開すること。 2. 評価結果の報告書を公開すること。 3. 定期的の実績を開示すること。 4. 定期的に継続的改善に関する情報を開示すること。
	項目8：実績と評判	1. 過去3年間の評価実績 2. 過去3年間の国際交流及び協力実績

出典：「財団法人高等教育評鑑中心基金 会 專業評鑑機構認可委員会 国内專業評鑑機構認可申請書」内「四、国内專業評鑑機構認可項目」より作成。

価を定期的に行い、国内外の高等教育機関や質保証機関の関係者を外部評価委員として招聘し、助言等を受けてきた⁽²⁷⁾。自らが招聘した委員からの意見は言うまでもなく本協会の発展のために有益なものである。しかし、その多くが日本の文脈の中での助言であったと考える。今回GGPの外部評価を受けて、国際的な基準に沿って、自らの活動を振り返り、国際的なステージでの質保証機関として今後取り組むべき課題を洗い出せたことは大変有意義な機会であった。また、グローバル化が進み、評価の国際通用性を高めていくことや質保証機関の国際連携⁽²⁸⁾が今後はさらに求め

られ、GGPやISGsなどの国際的基準を満たした機関であることが国内外問わず連携先を検討する際の参考指針になるだろう。

本協会では、2018年に台湾評鑑協会と共同認証評価プロジェクトを立ち上げた⁽²⁹⁾。当初は、日本と台湾の大学を対象とした限定的な国際プロジェクトであったが、現在、どの国の大学でも申請できるように枠組みを変更した。また、タイ⁽³⁰⁾（2021年）、モンゴル⁽³¹⁾（2024年）の質保証機関が運営機関として加わった。いずれの機関も各国での評価実績があり、INQAAHEの正会員として活動しているが、このプ

プロジェクトをアジア地域の国際的な質保証の枠組みとして展開していくうえで、運営機関の質保証を対外的に証明する必要があった。そのため、加盟する場合の条件の一つとして、「自ら掲げる理念・目的の実現に向けて組織・活動を不断に検証し、その充実に努めていること」を規定した⁽³²⁾。いずれはINQAAHE等の国際的な外部評価を定期的に受けていることを条件とする時期も来るだろう。

おわりに

本協会は、日本だけではなく、アジアの質保証機関のなかで最古参である。今回GGPの認定機関となったことにより、海外の質保証機関からこれまで以上に注目されていることを実感することが多くなった。我が国の発展のために、大学に求められる役割は今後より多様に、より重要になり、さらに国際的な競争力の強化が求められている。日本の大学の国際的質保証のため、取り組むべき課題は少なくない。評価の国際通用性をどう高めるかは、日本に限らず各国の質保証機関の共通課題である。認証評価制度が導入されて20年が経過したが、大学が一定の水準にあることを保証する対象者は国内に限らない。そのためにも認証評価機関は、世界に目を向けて、評価の国際通用性を高めなければならない。そして、認証評価機関の質を客観的に保証する必要があるだろう。

最後に、日本の質保証システムの中で、特にアクレディテーションの部分、すなわち認証評価機関による評価が海外からみると分かりにくいことを2点指摘したい。1点目は、各評価機関の評価基準が異なっていることから、評価結果の同等性をどう証明するのかということである。この点については、中教審においても指摘されているが、海外の質保証機関から尋ねられる度に答えに窮する。2点目は、公開している情報に差があることである。認証評価機関によっては、ウェブサイトでの情報公開が十分ではなく、国際的なネットワークに加盟していない機関もあることから、それらの機関による評価を受けている大学のアクレディテーションのステイタスを確認したいという海外からの問い合わせが近年多い。質保証機関としての説明責

任を果たすために、まず基本的な情報開示から認証評価機関は足並みを揃える必要がある⁽³³⁾。

【注】

- (1) INQAAHEは、1991年に設立された質保証機関の国際的ネットワークである。その使命として、質保証プロバイダーの活発な国際的コミュニティの支援を通じて、高等教育の卓越性を促進し、発展させることを掲げている。そのために質保証の理論と実践の発展、加盟機関の方針と活動についての交流と理解、高等教育、教育機関、学生及び社会全体の利益のための質保証の推進に焦点をあて、活動を展開している。
<https://www.inqaahe.org/about-us/mission-values-and-purposes/> (2024年6月17日アクセス)
- (2) <https://www.inqaahe.org/recognition-process/aligned-agencies-database/> (2024年6月17日アクセス)
- (3) Lemaitre, 2004によると、2004年にオマーンで開催されたPrinciples of Good Practiceのワーキンググループの会合のなかで、参加者から「開発段階であるので、より良い実践に向けたGuidelinesとなるべきものであることを強調する意味で、PrinciplesではなくGuidelinesと呼ぶべき」という意見が出されたことが記されている。
- (4) INQAAHE Guidelines of Good Practice Procedural Manual 2018.
- (5) INQAAHE Guidelines of Good Practice Procedural Manual 2018.
- (6) 評価項目ごとの小項目数は以下のとおり。

評価項目	1.1	1.2	1.3	1.4	2.1	2.2	3.1	3.2
小項目数	3	1	4	3	4	2	3	6
評価項目	3.3	3.4	4.1	4.2	5.1	5.2	6.1	6.2
小項目数	8	1	3	2	5	3	3	2

- (7) INQAAHE Guidelines of Good Practice Procedural Manual 2018.
- (8) 評価チームは3名編制である。その内1名は申請機関またはその地域の高等教育システムや文化について予備知識を有する専門家が選出されて

いる。

- (9) 本協会では、12のカテゴリーに分けてインタビューが実施された。
- (10) 本協会の評価結果：<https://www.inqaahe.org/wp-content/uploads/2024/05/JUAA-Japan-External-Review-Report-GGP-Realignment-2023.pdf>
- (11) ただし、本協会の審査結果では、「基準Ⅵ The QA of Cross-Border Higher Education」は、「Not compliant」（非準拠）ではなく、「Not-applicable」（非適用）という結果であった。これは、日本での国境を越えて行われる高等教育の現状（日本の大学が海外展開しているケースが少ない点、海外の大学が日本で教育を展開する場合、質保証機関は関与しない点など）を考慮し、質保証機関が質保証活動に関与できない状況にあることから、「非準拠」ではなく、「非適用」としたものと理解している。同様に、台湾の Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT) が2020年にGGPを受けた際も、基準Ⅵに関しては本協会と同様に「非適用」という判断をされている。
- (12) 筑波大学ウェブサイト News「筑波大学マレーシア海外分校ウェブサイト開設」<https://www.tsukuba.ac.jp/news/20240220110316.html>、筑波大学ウェブサイトプレスリリース「筑波大学マレーシア校における教育について」（2024.3.27）（2024年6月14日アクセス）
- (13) マレーシアでは、プログラムを開設する際には、Malaysian Qualifications Agency (MQA) からの認証を受けなければならない。プログラム・アクレディテーションとしては、暫定アクレディテーション (Provisional Accreditation) とフル・アクレディテーション (Full Accreditation) の2段階の評価がある。暫定アクレディテーションとは、開設するプログラムが最低限の基準を満たしているかを評価するものである。筑波大学は、暫定アクレディテーションを受けて、新学部設置が認められた。最初の入学者が最終学年に入る年度

に、実施されているプログラムが適格認定に求められている基準をすべて満たしているかを評価するフル・アクレディテーションを受けなければならない。マレーシアの大学の質保証の仕組みについては、早田幸政著『グローバル時代における高等教育質保証の規範構造とその展開』中央大学出版部、2023年、早田幸政「ASEAN 地域における高等教育質保証連携と「資格枠組み (QF)」の構築・運用の現段階—日本の高等教育質保証に何が求められているのか—」大学評価研究』第17号、2018年、39～59頁、工藤潤、早田幸政、原和世「マレーシアにおける高等教育質保証—MQA とマレーシア高等教育機関の訪問調査報告—」『大学評価研究』第18号、2019年、63-88頁を参照されたい。

- (14) <https://www.inqaahe.org/recognition-process/isg-alignment-process/>（2024年6月14日アクセス）
- (15) <https://www.juaa.or.jp/outline/information/opinion/>（2024年6月14日アクセス）
- (16) 平成31年3月18日付で公表された本協会へのコメントは以下のとおり。
 「・内部質保証の概念を認証評価に早期に導入したことは優れている。
 ・今後、内部質保証が機能しているか否かについての評価の充実が期待される。
 ・新たに設置する研究所において、評価の質を高めるための研究を推進し、他の評価機関等と成果の情報共有が図られることが期待される。
 ・他の評価機関、文部科学省とも連携を取りつつ認証評価の社会的認知度の向上に向けた方策を先駆的に示し、他の認証評価機関の模範となるような事例分析などの活動が期待される。」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/attach/1420568.htm（2024年6月17日アクセス）
- (17) 令和5年3月29日付で公表された本協会へのコメントは以下のとおり。
 「・モデルとなる大学院評価基準を策定しつつ、各分野の特徴や独自性にも適切に配慮した評価

- を行っていることは優れている。
- ・対象大学が1校のみの分野においても、他の評価事業における収益で充当するなどして、組織全体で継続して評価を実施可能な体制を構築していることは優れている。
 - ・調査研究を積極的に行い発信するなど、我が国の高等教育の質保証の向上に資する取組を実施していることは優れている。」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/attach/1420568_00011.htm (2024年6月17日アクセス)
- (18) 前田早苗「大学評価の主役は誰か 注目される“メタ”評価機関」『アルカディア学報』、No.296、2007年、川島太津夫「認証評価2.0 2サイクル目の課題」『アルカディア学報』日本私立大学協会私学教育研究所、No.404、2010年。
- (19) 「独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部 林隆之、野田文香、浜井進『大学評価のメタ評価に関する調査研究報告書』(2012年4月)」26～29頁。評価機関のメタ評価として、アメリカ、オランダ、ドイツ、イギリス、INQAAHE、ENQA、EQAR、ECAの活動を比較紹介している。日本の「大学評価機関」の対応が必要な事項として、1) 評価機関の内部質保証システムの構築、2) 評価機関の意思決定の独立性の明示、3) 評価実施後のフォローアップ、4) 大学セクターなどのシステムレベルの分析、5) 国内外の機関との連携や国境を越えた教育の扱い、を指摘している。
- (20) 工藤(2023)は「認証評価機関の評価水準と組織の質の維持・向上が評価機関の主体性に依存している」と指摘している。前田(2023)は、「一度認証されたら相当程度の自由をもって、各機関が活動する状況で、日本の質保証システムが国際的に通用するだろうか」と疑問を呈している。
- (21) 台湾では、機関別評価は HEEACTと台湾評鑑協会(TWAEA)が実施している。HEEACT及びTWAEAは、プログラム評価も実施している。このほか、特定のプログラム評価を行う評価機関として、中華工程教育學會、中華民國管理科學學會、醫學院評鑑委員會(HEEACT傘下)がある。
- (22) 「大學自我評鑑結果及國內外專業評鑑機構認可要點」
申請にあたっては、費用をHEEACTに支払わなければならない。基本作業費用として、6万台湾ドル。日本円で、約29万円(1台湾ドル4.82円で算出)。(財団法人高等教育評鑑中心基金會專業評鑑機構認可委員会 国内專業評鑑機構 認可申請書より)
- (23) <https://www.heeact.edu.tw/1151/1194/6234/6252/> (2024年6月14日アクセス)
- (24) TWAEAの最初の審査(2010年)では、書面評価に加え、訪問調査が実施された。その後の審査では、書面審査のみであった。(TWAEAへの聞き取り調査より。2024年7月1日)
- (25) <https://www.inqahe.org/recognition-process/aligned-agencies-database/> (2024年6月17日アクセス)
- (26) <https://www.twaea.org.tw/m/404-1772-32487.php?Lang=en> (2024年6月17日アクセス)
- (27) 2012年～2014年、2018年～2019年に自己点検・評価委員会のもとで、自己点検・評価を行い、その結果をウェブサイトにて公開した。
- (28) 鈴木典比古「国際化に向かう大学教育とその認証評価－視覚的分析の試み－」『大学評価研究』第17号、2018年、11～15頁。米澤彰純「高等教育質保証の国際的連携－世界のダイナミズムの下で日本が経験したこと－」『高等教育研究』第23集、2020年、141～161頁。
- (29) 原和世「質保証機関の国際連携(台湾評鑑協会との共同認証プロジェクトが目指すもの)」『大学評価研究』第17号、2018年、105～109頁。
- (30) Office for National Education Standards and Quality Assessment (ONESQA)
- (31) Mongolian National Council for Education Accreditation (MNCEA)
- (32) Article 7, Rules Concerning International Joint Accreditation, JUAA
- (33) 前田(2017年)は、「国の制度である認証評価制度

がアクレディテーションであるとするならば、認定された大学のリストは、文部科学省のホームページに広く公表すべきではないか」と指摘する。

【参考文献】

- Aelterman, G., 2006, 'Set of Standards for External Quality Assurance Agencies: A comparison', *Quality in Higher Education*, 12 (3) , pp. 227-233.
- Harvey, L., 2006a, 'Guidelines of Good Practice International Network of Quality Assurance Agencies in Higher Education', *Quality in Higher Education*, 12 (3) , pp.221-226.
- Harvey, L., 2006b, 'Impact of Quality Assurance: Overview of a discussion between representatives of external quality assurance agencies', *Quality in Higher Education*, 12 (3) , pp. 287-290.
- INQAAHE Guidelines of Good Practice External Review Report HEEACT 2020.
- INQAAHE, 2022, 'The INQAAHE Submission to UNESCO WHEC 2022'.
- INQAAHE, 2022, International Standards and Guidelines for Quality Assurance in Tertiary Education 2022 Edition.
- INQAAHE, 2023, 'International Standards and Guidelines for QA in TE Procedures Manual for the Review and Recognition of EQAPs'.
- Lemaitre, M. J., 2004, 'Postscript: INQAAHE Principles of Good Practice', *Quality in Higher Education*, 10 (2) , pp. 167-169.
- Morse, J. A., 2006, 'The INQAAHE Guidelines of Good Practice for External Quality Assurance Agencies: Assessment and next steps', *Quality in Higher Education*, 12 (3) , pp.243-252.
- Vroeijsstijn, T., 2004, 'International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education: principles of good practice for an EQA agency', *Quality in Higher Education*, 10 (1) , pp.5-8.
- Woodhouse, D., 2004, 'The Quality of Quality Assurance Agencies', *Quality in Higher Education*, 10 (2), pp. 77-87.
- Woodhouse, D., 2006, 'Quality Assurance in Higher Education: the next 25 years', *Quality in Higher Education*, 4 (3), pp.257-273.
- 工藤潤「I 第4期認証評価に臨むにあたり一序にかえて—」早田幸政古稀記念論文集編集委員会企画『大学教育の質保証と達成度評価 認証評価の近未来を覗く』エイデル研究所、2023年、8～15頁。
- 川島太津夫「認証評価2.0 2サイクル目の課題」『アルカディア学報』日本私立大学協会私学教育研究所、No.404、2010年。
- 教育未来創造会議『未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ』（第二次提言）2023年。
- 鈴木典比古「国際化に向かう大学教育とその認証評価－視覚的分析の試み」『大学評価研究』、大学基準協会、第17号、2018年、11～15頁。
- 大学基準協会『自己点検・評価報告書』2014年1月17日。
- 大学基準協会『外部評価結果報告書』2014年9月30日。
- 大学基準協会『専門職大学院認証評価事業に関する自己点検・評価報告書』2018年9月。
- 大学基準協会『機関別認証評価事業に関する自己点検・評価報告書』2018年9月。
- 大学基準協会『自己点検・評価報告書』2019年9月27日。
- 大学基準協会『外部評価報告書』2021年2月26日。
- 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」2022年。
- 独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部 林隆之、野田文香、渋井進『大学評価のメタ評価に関する調査研究報告書』2012年4月。
- 永田恭介・工藤潤「我が国の高等教育の質保証と制度」永田恭介・山崎光悦編著『教学マネジメントと内部質保証の実質化』東信堂、2021年、3～12頁。
- 早田幸政『日本比較法研究所研究叢書131 グローバル時代における高等教育質保証の規範構造とその展開』中央大学出版部、2023年。
- 原和世「質保証機関の国際連携(台湾評鑑協会との共同認証プロジェクトが目指すもの)」『大学評価研究』第17号、2018年、105～109頁。

原和世「台湾における大学評価」永田恭介・山崎光悦編著『JUA選書16 教学マネジメントと内部質保証の実質化』東信堂、2021年、277～302頁。

前田早苗「大学評価の主役は誰か 注目される“メタ”評価機関」『アルカディア学報』日本私立大学協会私学教育研究所、No. 296、2007年。

前田早苗「認証評価の現状と課題」『IDE－現代の大学教育』IDE大学協会、No.595、2017年。

前田早苗「内部質保証重視の第3期認証評価から展望する大学の質保証」早田幸政古稀記念論文集編集委員会企画『大学教育の質保証と達成度評価 認証評価の近未来を覗く』エイデル研究所、2023年、16～29頁。

米澤彰純「高等教育質保証の国際的連携－世界のダイナミズムの下で日本が経験したこと－」『高等教育研究』第23集、2020年、141～161頁。